

平成23年6月17日

各 位

株式会社池田泉州銀行

不祥事件の発生について

この度、当行の元職員による不祥事件が下記のとおり発生いたしました。

信用と信頼を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省いたしますとともに、お客様をはじめ関係の皆様方に、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

定期預金の残高に関するお客様からのお問い合わせに基づき、行内調査を行ったところ、平成23年5月30日に当行元職員(31歳・男性・部長代理)による預金着服が発覚いたしました。以降の行内調査で、平成17年3月から平成23年2月までの間、3ヵ店(阪南支店・和歌山支店・泉州営業部)において、定期預金のご継続目的でお預りした出金伝票を流用する等の方法で、25名のお客様から計30回、累計で7,810万円(実質被害額2,493万円)の預金を着服し、消費者ローンの弁済や遊興費等に充当していたことが判明いたしました。

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様を訪問し、事情説明のうえ、深くお詫び申し上げます。また、お客様の被害につきましては、当行が全額弁済いたします。なお、被害金につきましては、当該元職員の家族の拠出により本人から全額回収しております。

3. 関係当局への届出

監督官庁等関係機関に報告するとともに、警察に通報いたしました。

4. 関係者の処分

当該元職員につきましては、平成23年6月14日付で懲戒解雇といたしました。その他関係者の処分につきましても行内で検討いたしております。

5. 今後の対応

今後につきましては、事務取扱ルールの見直しと一層の厳正化、及び相互牽制体制の強化に努めるなど、信頼回復に向けて全役職員一丸となって全力で取組んで参ります。

以 上